

様式第九 (第 4 条関係)

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

2023 年 10 月 6 日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都文京区小石川一丁目 28 番 1 号小石川桜ビル 4 階

燈株式会社 代表取締役 野呂佑希

産業競争力強化法第 7 条第 1 項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

弊社は「日本を照らす燈となる」ことを目標に掲げ、建設業に特化して最先端の AI 技術を提供する企業であり、DX ソリューション事業部と AI Saas 事業部の 2 つの事業部による異なるアプローチで、建設業の業務の DX 推進を進めている。DX ソリューション事業部は、大成建設や東洋建設といった大手建設会社との協業実績もあり、事業の拡大を急激に進めている。また、AI Saas 事業部では建設業に特化した請求書電子化サービス「Digital Blllder」を提供しており、サービスをリリースしてから全国の総合建設業 100 社以上に導入実績があるなど、日本中でのサービスの急拡大が進んでいる。

今回、AI Saas 事業部の「Digital Blllder」の急発展に伴い、Digital Blllder シリーズとして新たな電子発注サービス「Digital Blllder 発注」をリリースする予定となっている。建設業に特化した電子発注サービスによって、注文書の作成から、稟議、注文請書の受領、さらにはこれまでの請求書サービスと合わせて、注文から請求までが全て Digital Blllder シリーズで完結ようになる。さらにはシリーズ内のデータ連携で、金額管理、数値管理が自動化されるので、建設業の独特な業務も、電子化、効率化が実現される。現在、深刻な人手不足が建設業を襲っている。その中

で、これまでの電子サービスよりもより深く建設業に特化した形でサービスを開発・提供することで、建設業務のこれまでにない効率化を実現し、日本の建設業のさらなる発展を後押ししたいと考えている。他の電子発注サービスよりもより深く業務効率化することで、弊社サービス「Digital Billder 発注」シェア拡大を後押しするとともに、弊社のビジョンである、「日本を照らす燈となる」ためのさらなる前進を始めたいと考えている。

2．新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

当該事業は、新サービスの開発または生産に該当する。

現在の建設業では、注文書業務において紙で業務を行うことによる煩雑な業務が多く発生している。注文書や契約約款を印刷し、紙で郵送する手間や、郵送するための封筒に入れる手間、注文書を保管し、対応する注文請書と紐つけるためのファイリングの手間、請求書のデータと管理する手間等、煩雑な紙の整理、保管、運搬業務に、大きな負担が発生している。

弊社サービスを利用いただくことで、そのような紙での業務による煩雑な作業を解決することができる。注文書の電子化による印刷や郵送の手間はなくなり、紐つけもサービス内で自動化、さらには請求書と注文書の金額の管理も行われ、注文書から請求書の金額管理も簡単に行えるため、弊社サービスを利用いただくことで、注文書業務の煩雑な処理業務が大きく効率化されることになる。

さらに、既存の電子発注サービスとは大きく異なる点として、建設業に特化することによる注文書の様式や、協力会社側の利用のしやすさがある。建設業の注文書では、工事金額はもちろん、工種ごと、細目ごとの金額設定が必要になる。さらにはそういった注文金額に対して、請求金額も工種、細目ごとに管理し、出来高や発注残高の管理等も建設業の金額管理業務では必須となり、そういった建設業独特の様式にも、弊社サービス「Digital Billder 発注」が建設業特化だからこそ、全て対応することができる。さらに、協力会社に利用してもらうことのハードルも、弊社サービスはわかりやすい設計で、協力会社様にも非常に使いやすい点、さらに協力会社様の基本利用料が無料である点で、協力会社側にも非常に使いやすいサービスとして提供予定である。さらに、電子契約を立会人型のサービスとして確立することで、協力会社の費用も無料で利用していただけるといった点も、協力会社にとって使われやすい特徴の1つと言える。

これまでの電子発注サービスは、建設業に特化した様式に対応し切ることができないといった点や、協力会社の利用がうまく広がらない点で、なかなか電子化が普及しなかった。弊社サービス「Digital Billder 発注」は、全国の建設業の方々に利用いただくために、多くの特徴を持っている。さらには、今回の電子発注サービスは、これまで「Digital Billder」でご契約いただいている100社以

上の企業の要望を反映させたものであるため、全国の建設業の方々のニーズが詰まったサービスということもできる。弊社の新サービス「Digital Billder 発注」によって、建設業の注文業務のニュースタンダードを構築することができると考えている。



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

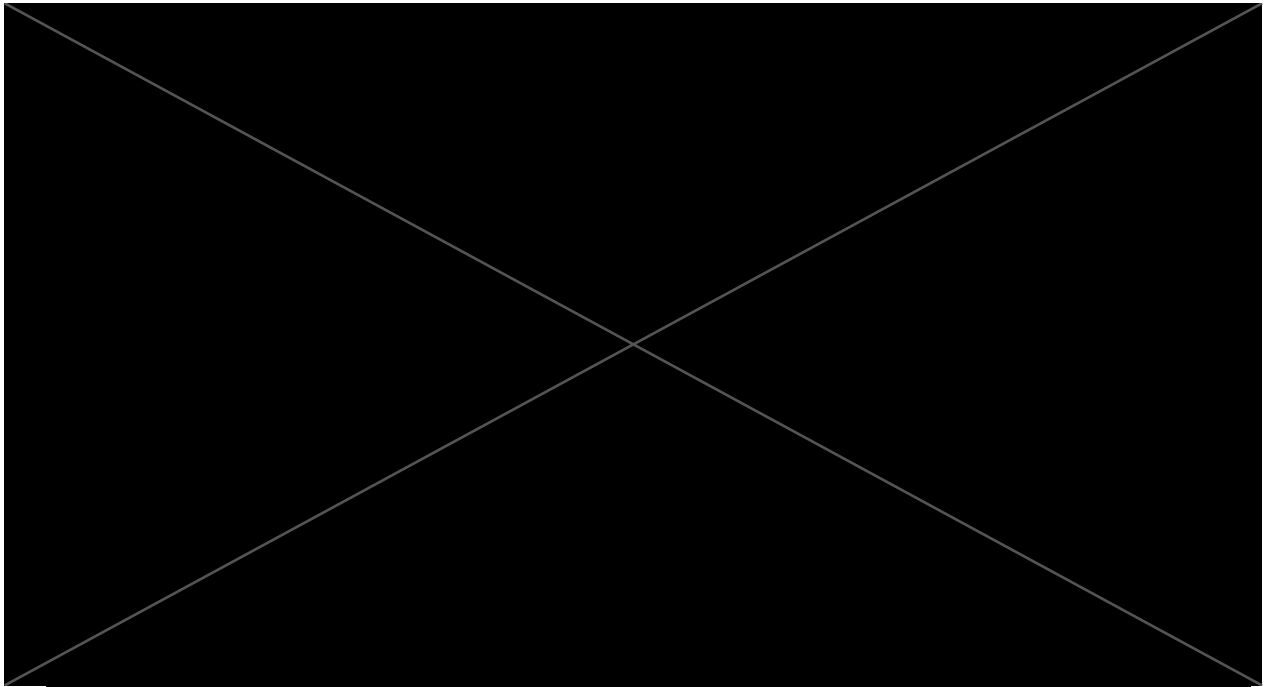
(1) 事業実施主体

サービス提供事業実施主体：弊社

サービス利用者：弊社顧客

(2) 事業概要発注側企業のユーザーアカウントの新規登録

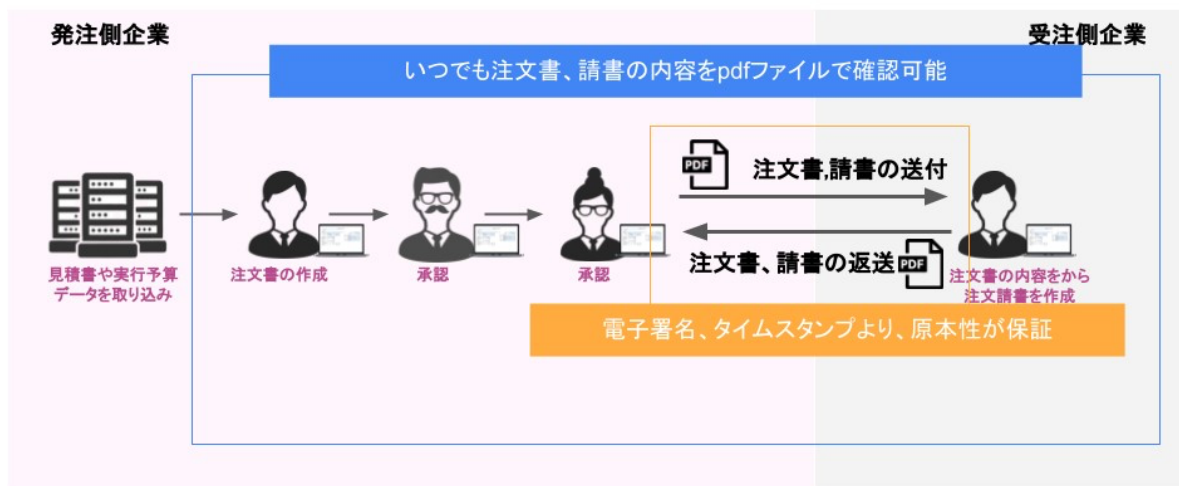
- a. まずサービスを導入していただく発注側企業には、最初の新規アカウント作成の際には、ユーザー登録が必要になり、そのタイミングでメールアドレスとパスワードを入力する。なお、今回の「発注側企業」とは、工事請負契約を発注する企業のことであり、以下で使用する「受注側企業」とは、工事請負契約を受注する企業のことを指している。
- b. さらに、そのタイミングでメールに対し、メールアドレスに AWS からのワンタイム認証コードを送信することで、そのメールアドレスが本当にその人が操作しているものなのかを認証するサービスである AWS cognite による、制限時間付きの確認コードを送り、そのアカウントの本人性を確認している。この確認コードは初回のみメールにて送られるものであり、そのメールアドレスを用いている人が本人であることを証明するものとなる。そのため、今後行われるアカウントでの操作は、この時にアカウントを作成した本人による操作として、扱われる。



注文書の作成、送付

- c. 次に、サービス内で、注文書、注文請書を作成する画面に移行し、注文書、注文請書のセットを受注側企業に送信することができる。その過程において、作成された注文書、請書は画面上に常に表示され閲覧可能かつ、いつでもダウンロードや印刷等を行うことができる。
- d. 受注側企業への送信の際には、弊社が利用するサイバートラスト株式会社の電子署名によって、注文書の内容は非改竄性が担保された形で送られる。サイバートラスト株式会社の電子署名は公開鍵暗号方式によるもので、電子署名の際に用いられる電子証明書である iTrust 電子署名用証明書は、WebTrust for CA 監査に合格し AATL に対応した、書面の電子化や電子契約のための信頼性の高い電子署名用証明書となっている。その電子署名がいつ行われたもので、誰によって何を記載したもののかを記録することができ、かつ改竄されれば検知することができるため、この時点で非改竄性、本人性は確保される形となる。

建設業の注文書作成から注文稟議、注文書発行、注文請書受領までを電子化・効率化する、建設業特化の電子発注サービスです。



受注側企業での受取

- e. 受注側企業もアカウントを作成してから、注文書、請書を受け取る流れとなる。アカウントの作成は、サービスを契約する発注側企業が受注側企業のアカウントを招待する形でスタートし、メールにて受注側企業に招待メールが送られる。その際には再度認証コードを受注側企業においても入力することが求められるため、受注側企業の人に対しても、本人性が確保された形となる。なお、認証コードでの確認は、受注側企業と発注側企業で同じ作成手順を踏む。
- f. 発注側企業から送信された注文書、請書は画面上で表示され、印刷することもできる。この部分において見読性に関しては発注側企業、受注側企業双方ともに対応する形となる。
- g. また、発注側企業の方で本人性が確保された形で送られたのちに、受注側企業では、その注文書、注文請書の承認、訂正依頼をアクションとして行うことができる形となる。
- h. 訂正依頼の場合は、発注側企業の注文書作成画面に戻り、注文書の作成がスタートする形となる。このタイミングで、訂正依頼の理由を発注側企業に通達することができるので、発注側企業は、受注側企業から受け取った理由を確認することができ、訂正箇所を確認することができる。そして、訂正の理由を下に発注側企業が注文書を再度作成して、注文書のやり取りを再スタートする形となる。

- i. また、受注側企業で注文書の内容に承認した場合は、そのタイミングで注文書の方に電子署名とタイムスタンプがなされるので、電子署名による非改竄性、原本性、さらには十年間の長期保存が可能となる。この際の注文書と請書は同一のファイルに保存されているので、注文書に施されるタイムスタンプや電子署名は、そのまま請書にも載る形になる。受注側企業で行えるものは上記で以上となり、注文書の内容や pdf ファイルを受注側企業において変換することはできないので、原本性の確保は保たれている。注文書、請書のやり取りの中で、やり取りしている注文書、請書のデータは pdf ファイルとして発注側企業、受注側企業の双方で常に閲覧可能である。注文書のやり取りをした後も、いつでも内容を pdf ファイルとして確認可能で、見読性は常に確保されている。さらに、電子署名、タイムスタンプは、Adobe Acrobat Reader で常に確認ができるので、原本性も確保できるものとなっている。

上記のやり取りにおいては、立会人型の電子署名でのサービスとして、発注側企業が行う注文書の作成から注文書の受注側企業への送信、また受注側企業が行う注文請書の作成や発注側企業への送信の部分において、弊社システム内で、システム運用側の意思は介在せず、発注側企業と受注側企業で独立して注文書と注文請書のやり取りが行われる。そのため運営側による契約の改竄もすることができない。また、注文書のやり取りのログは改竄できない形で全て保管されているので、いつでもログやアクセス履歴を確認することが可能となっている。注文書、請書に関しては、データの内容に改竄があった際には、電子署名がその改竄を検知することができるので、改竄の有無は常にチェックできる。また、サービス利用者は注文書、請書の編集は、注文書の送信のタイミング以降行えないように設計されているので、編集としてデータの内容を改竄することもできない。このやり取りのログも、送受信のタイミングでシステム側が記録し、そのデータを表示するという形で、ログの編集等は行えないように設計されているので、サービス利用者はログを改竄することができ、また、ログの編集等が行えるような設計がなされていないこと、つまり、送受信ボタンを押してから、ログが表示されるまでの間でシステム提供者である弊社と、サービス利用者の意思は介在しないため、ログが変更できないということになる。さらに、発注側企業のサービス利用者と受注側企業サービス利用者の利用状況も常に確認できるので、不正などが行われていないかは確認することができ、立会人型の契約サービスの要件を満たしていると考えている。

(3) 新事業活動を実施する場所

弊社オフィス住所 (日本各地の利用者に提供)

4 . 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2023 年 11 月頃

5．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規 定

【建設業法】 第 19 条

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところ により、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

【建設業法施行規則】 第 13 条の 4

2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

6．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本サービスによる電子契約が、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に規定される技術的基準を満たしているか確認したい。

< 当社の考え >

「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」には、見読性の確保及び原本性の確保について述べられており、本サービスは下記の対応により、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に規定される技術的基準の要件を満たしているものと考えている。

(1) 見読性の確保について

発注側企業及び受注側企業は、サービス内において作成、アップロードした注文書をいつでも閲覧、ダウンロード、印刷することができる。

(2) 原本性の確保について

サイバートラスト様の公開鍵暗号方式を用いた電子署名とタイムスタンプを利用して、注文書、注文請書のやり取りにおいて原本性を確保している。当該電子署名には、注文書の情報やアカウントの情報が付与されており、注文書の内容の確認は、pdf と電子署名の双方で確認できる形となっている。また、電子署名やタイムスタンプの存在や情報は、Adobe acrobat などのアプリ等でいつでも確認することができる。

なお、電子証明書による電子署名によって、pdf は情報が改竄されていないことを確認することができる上、電子署名そのものに注文書に関する情報が紐ついているので、pdf だけでなく電子署名の情報を Adobe acrobat 等のアプリで確認することによって、注文書の原本性を確認できる形となる。

(3) 本人性の確保について

本サービスでは、サーバー上に生成された請負契約書 PDF に同意を示す者が発注側企業または受注側企業であることを、次の方法により確認する。

1. アカウントは、登録したメールアドレスを用いてアカウントの作成を進めた時に、登録メールに認証コードが送信されて、認証コードを登録できるもののみ、注文書の発行画面に移ることができる。そのため、アカウントの本人性は、メールアドレスによる時間制限のあるパスワードを入力できることによって証明されているものと考えている。
2. アカウントにログインする時も、パスワードによるログインを必ず要求するので、そのアカウントで注文書を作成する際の本人性は確保されていると考えている。
3. また、注文書、注文請書 pdf に電子署名を付与する際には、誰が注文書、注文請書 pdf に電子署名を付与したかが紐つくため、注文書、注文請書を作った人物の情報、すなわち、アカウントを作成した注文者と受注者の担当者の情報は確実に保管される形となる。

7 . その他